

臨時第13回 中央執行委員会 ～確認事項～

中央執行委員（串田弘史君、渡辺博人君、大塚信一君、宮内政典君、成田大樹君、矢島敏幸君、中西忍君、森雅雄君、深石和則君、大谷朋彦君、阿部憲英君、森優君）の制裁申請と執行権停止および組合員権の一部停止の緊急措置について確認。第35回臨時大会に制裁申請をおこなう

臨時第13回中央執行委員会最中に中央執行委員および中央部員が退席する！
臨時大会の破壊だ！

【制裁理由】

12名は、中央執行委員会で第35回臨時大会開催の確認があったにもかかわらず、「規約違反の大会に出席できない」ことを宣言し、制止されているにもかかわらず、中央執行委員会の場を離れた。これは中央執行委員としての義務を放棄した行為である。

また、12名の行為は、第35回臨時大会を破壊する行為に他ならない。

中央執行委員会では、規約第39条の適用をめぐる意見の対立もありましたが、労働委員会公益委員や弁護士の見解をいただきながら、臨時大会開催に向けて議論を積み上げてきました。

しかし、12名は意見対立を埋める姿勢が見られず、「規約違反の大会に参加できない」として中央執行委員会を退席した行為は中央執行委員としてあるまじき行為であり、義務を放棄したと言わざるを得ません。その行為は臨時大会の破壊だ！

全組合員で臨時大会を成功させよう！